

広島市PTA協議会 ホームページ運営規則

第1条（目的）

本規則は、広島市PTA協議会（以下「本会」という。が開設するホームページ（以下ホームページ）の管理運営について必要な事項を定める。

第2条（運営）

ホームページ運営は次の者が行う。

- （1）本会役員
- （2）その他、本会が必要と認めた者
- （3）ホームページの開設に関して、管理者は会長とする。
- （4）運営責任者は役員会の承認を得て会長がこれを委嘱する。

第3条（方針）

ホームページを運営するにあたり次の方針に従う。

- （1）非宗教的，非政党的，非営利的であること。
- （2）他団体からの支配・統制・干渉をうけない。

第4条（遵守）

- （1）個人情報第一優先とし，個人情報が含まれるもの，悪用される可能性があるものは掲載しない。掲載が必要な場合は同意を得る。
- （2）ホームページ掲載を目的として，個人情報の取得等に関与した場合は，第三者への開示，漏洩又は利用しない。
- （3）ホームページのセキュリティに関して外部から不正に侵入・改ざん等の妨害を受けた場合は，直ちに対策に講じる。

附則

本規則は，平成29年4月27日から施行する。